

桔梗が丘中学校警備保安業務委託仕様書

1. 番 号 令和7年度 () 第 号
2. 件 名 桔梗が丘中学校警備保安業務委託
3. 場 所 名張市 桔梗が丘7番町 地内
4. 委託期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（長期継続契約）

5. 業務概要

受注者が設置する警備機器（貸与品）により、当該警備機器に感知される異状の有無を受注者の基地局で監視し警備するものとする。

現場に異状が発生した時は、速やかに要員を現場に急行させ、異状事態の確認をし、必要な処置を行うものとする（警備業法第43条に定める基準による）。

なお、委託期間中の警備保安業務の記録については、適切に整備・保管し、提出の要請があれば速やかに提出しなければならない。

6. 警備計画

- 1) 警備内容：警備対象物件における、火災・侵入等の警備保安
- 2) 対象現場：名張市立桔梗が丘中学校（名張市桔梗が丘7番町1-1926-1）
- 3) 警備範囲：下表及び別添図面に示す
- ①管理普通教室棟（第1棟）、②特別教室棟（第2棟）、普通教室棟（第3棟）
- ③屋内運動場、④格技場、⑤文化部練習棟
- ・ 各棟1階全範囲
 - ・ 第1棟、第2棟、第3棟2階3階廊下部
 - ・ 職員室の火災報知受信機を連動
- ※警備範囲の区分けは①、②、③、④、⑤の区分けとし、それぞれの位置に操作盤を設置し本体で一括セット及び解除ができ、又、単独でのセット及び解除も出来ることとする。

番号	建物名称	操作盤	左記操作盤の施錠等可能建物 (同一認証キーで施錠等可能建物)	備考
1	管理普通教室棟 (第1棟)	◎	1	主操作盤の認証キーは 全ての操作盤の施錠等 が可能なマスターキー とすること
2	特別教室棟(第2棟) 特別教室棟(第3棟)	○	2	
3	屋内運動場	○	3	
4	格技場	○	4	
5	文化部練習棟	○	5	

※◎は主操作盤、○は副操作盤を示す

- 4) 警備時間：警備装置作動中（平日 18：00～8：00 学校休業日は終日）
- 5) 警備方式：各社標準仕様警備システム
- 6) 警備機器：各社標準仕様品
7. 警備機器

- 1) 警備対象施設内への侵入があった場合、受注者が施設内に設置した警備機器のセンサーで感知し、通信を利用して受注者の基地局へ送信すること。
- 2) 警備機器自体の異常発生時は、その異常信号を受注者の基地局で受信が可能なものとし、異常があった警備機器は速やかに補修・交換すること。
- 3) 通信の異常により、警備機器による警備が正常に行えない場合は、通信の異常を受注者の基地局で感知できる機能を有していること。
- 4) 受注者は、施設内への侵入者を感知するために必要な十分な数の警備機器及び非常通報警備に必要な十分な数の警備機器により監視を行うものとする。
- 5) 警備を実施するにあたり、警備機器を設置するときは、あらかじめ発注者と協議の上設置するものとし、警備機器装置、配線、設置等は受注者の責任、負担において行い、設置完了後は速やかに警備機器の設置場所を示した図面、及び警備機器の取扱書等を発注者に提出し、確認を受けること。
- 6) 警備機器の異常により警備業務に支障をきたす場合、速やかに補修又は交換するものとする。
- 7) 警備機器の補修又は交換に要する費用は、通常使用の範囲においては受注者が負担するものとする。
- 8) 警備機器の設置及び入替が必要になった場合において、警備機器による警備が行えない間は、受注者の責任、負担において警備機器に代わる人的警備を行うこと（平日は夜間2回、土日祝日は昼間2回夜間2回）。また、人的警備の結果を報告書にて提出すること。警備実施中に緊急異状が発生したときは、受注者が速やかに警察機関に通報し、電話又は口頭で発注者に報告すること。

8. 契約等

- 1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、市の歳出予算について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとする。
- 2) 発注者は、この仕様書の内容の全部または一部を受注者が履行しないと認めたときは、文書をもって通知し契約を解除することができる。その場合、解除通知した日以降の委託費用は一切支払わないものとする。また、受注者負担で速やかに警備機器を撤去すること。
- 3) 当保安業務委託期間中に受注者の責により生じた名張市の損害について、1事故につき、対人対物賠償合わせて10億円を賠償限度額として支払うこと。
- 4) 委託料は年3回（4月～7月分、8月～11月分、12月～3月分）の支払いとする。
- 5) 本契約の履行にあたり、業務の全部もしくは一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- 6) 警備については、発注者と協議のうえ、前任の警備業務受注者と調整し、業務に中断を生じさせてはならない。
- 7) 期間満了後、新たに契約を更新しない場合は、受注者負担で速やかに警備機器を撤去すること。新たな受注者が速やかに業務を行えるよう、協力及び調整を行うこと。
- 8) この仕様書に記載のない事項については、協議の上定めることとする。

施設の配置図	縮尺		学校名 菟坂北中学校	調査年度	調査月	(市町村)	(学校)	図面番号
				24	20	8	3	8

